

ワンタイムパスワードサービス利用規定

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます）とは、旭川しんきんインターネットバンキングの利用に際し、当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を用いることにより、お客様の認証を行うサービスをいいます。

第2条 利用資格

本サービスの利用者は、旭川しんきんインターネットバンキングを契約のお客様に限るものとします。

第3条 利用申込及び利用開始

1. ワンタイムパスワード生成・表示アプリケーション

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能、アプリケーション（以下「トークン」といいます）が必要となります。

トークンはソフトウェアトークンを採用しています。

(1) ソフトウェアトークンとは

当金庫が指定する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます）を利用する方式でお客様はアプリをスマートフォン（以下「端末」といいます）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込及び利用開始

端末にアプリをダウンロードし、お客様が当金庫所定の方法でアプリに表示される「トークンID」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンIDおよびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

本サービスの利用開始後は、旭川しんきんインターネットバンキングの利用に際し、当金庫は問う金庫所定の取引においてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客様はワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、ワンタイムパスワードが当金庫が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの利用期限

1. ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。

2. ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。

この場合、お客様は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となった時には再発行の手続きを行うものとします。

第6条 トークンの紛失及び盗難

1. お客様は、ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届け出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用停止等の措置を講じます。
2. 前記1.の場合、お客様は再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。
当金庫がソフトウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、トークンの再発行をします。お客様は端末にあらたにアプリをダウンロードしていただくことでトークンをご利用いただけます。

第7条 利用料

本サービスのご利用にあたっては無料でご利用いただけます。

第8条 免責事項等

1. ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合お客様は、当金庫宛てに直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
3. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫は旭川しんきんインターネットバンキングの利用を停止します。旭川しんきんインターネットバンキングの利用を再開するには、お客様は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
4. ソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害については当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとします。なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
2. お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。
3. 前記1.2.の解約、利用停止時点で当金庫が既に取り引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、て続きを行うものとします。

第10条 譲渡・質入の禁止

お客様はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末のみで使用するものとし、他人に譲渡、再使用承諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。
ソフトウェアトークンのアプリはアプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用す

るものとしします。

第11条 規定などの準用

本契約に定めのない事項については、旭川しんきんインターネットバンキング利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定により取り扱います。

第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

以上